

令和7年12月16日(火)
小林 さやか 議員(国民)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

9問 裁判官・検察官について、若手・中堅層に対して重点的に給与を配分する独自の給与体系を設定してはどうか、法務当局に問う。

- 裁判官・検察官の報酬・俸給月額は、その号俸に応じて、それぞれ一般職給与法及び特別職給与法の適用を受ける職員の俸給に準じて定められており、給与改定に当たっても、対応する特別職及び一般職の国家公務員の俸給月額の改定率に応じて改定を行っている。
- このような給与体系及び改定方式は、裁判官・検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、他方で、一般職の国家公務員の給与に関する人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮するという理由に基づくものであって、合理性を有するものと考えている。
- この点に関しては、近年の給与法改正では、一般職給与法及び特別職給与法の適用を受ける職員について、人事院勧告を踏まえ、若手や中堅層に重点を置いた給与改定が行われているものと承知しており、これに準じる裁判官及び検察官の報酬・俸給月額の改定についても、同様の趣旨が反映されているものと承知している。
- その上で、更なる独自の対応をすべきか否かについては、こうした取組の効果等を十分に踏まえた上で、また、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスにも配慮して、慎重に検討すべきものと考えている。

(参考1) 「一般の政府職員」について

一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員を意味する。

(参考2) 令和7年人事院勧告別紙第2「職員の給与に関する報告4 1～4 2頁(抜粋)

「民間における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、初任給を大きく引き上げる。…これを踏まえ、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号俸に重点を置いた改定を行うとともに、その他の職員が在職する号俸については、改定率を逡減させつつ引上げ改定を行う。」

(参考答弁) 令和6年12月12日衆・法務委員会(萩原佳議員)

○萩原委員 こうして別途法務委員会が開かれているとおり、国家公務員法は特別職には適用されず、人事院が状況に適応して給与を勧告するという規定は適用されません。一般行政職員とは昇給パターンも大きく異なる中で、一般政府職員の給与改定に準じて俸給を上げる意味、これがどこにあるのか、お答えください。

○鈴木国務大臣 そもそも論になりますけれども、人事院勧告、これについては、一般職の国家公務員の労働基本権制約の代償措置として、その給与水準を民間の給与水準に準拠して定めるということがあるということで、まずもって、その点については合理性があるんだろうと思っております。

その上で、一般の政府職員の俸給表に準じて、裁判官の報酬月額そして検察官の俸給月額、これを改定するということについては、裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、やはり人事院勧告の重要性を尊重して、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持を配慮する、この双方の観点に基づくものでありまして、そういった形で、裁判官そして検察官の報酬、俸給の月額を決めるということは合理的であろうというふうに私どもとしては考えております。

○萩原委員 一定合理性があるということなんですけれども、裁判官や検察官の皆さんの給与テーブルは、そもそも職責、業務の特殊性を考慮して、一般の方とは別テーブルですよと。この別テーブル、設けること自体は非常に合理的だと私も考えております。だからこそ、なぜ裁判官や

検察官の皆さんの給与を連動させる必要があるのかというところ、これはやはり非常に疑問に思っております。

先ほども少し話しましたが、私は地方議員の出身です。当たり前ですがけれども、各自治体で独自の給与テーブル、これを作成しています。しかし、国公準拠の名の下、自治体ごとに定めたテーブルですね、国家公務員の給与の増減に合わせて地方自治体の給与水準を決定していくような形を取っていて、今回の国家公務員の給与改定、これが行われれば、それに合わせて、各地で今条例改定が出ている状況にあります。

しかし、このこと自体、どうなのかなど。地方自治の観点から、また、国税庁の民間給与実態統計調査との乖離ですね、人事院勧告の。その問題点も考えると、国公準拠の方針を取る必要というのは必ずしもなく、独自の給与改定を行うべきという主張を市会議員時代はしていたんですけれども、これと同じことをやはり感じておまして、一般給与の給与改定だけではなくて、次年度以降は、別途、ある意味同じ司法試験合格者である弁護士等を始めとする専門職の皆さんの給与水準との比較も加味して給与テーブルを改定していくということが必要じゃないのかなと考えているんですけれども、御見解をお聞かせいただければと思います。

○鈴木国務大臣 今御指摘があった点でありますけれども、そもそも、現在のベースというところにおいては、業務の特殊性とか、そういったことを勘案して、これはかなり違うベースになっているというところ、そこをどう変えていくのかというところについては、やはり、国家公務員全体の給与体系のバランスというところもありますので、そこをあえて、この年度でどう変えていくというところ、変えていくという、そういったことにおいては、なかなか合理性は見出しづらいのかなということを考えております。

要すれば、こうした、今年どう上げていくか、どう変えていくかということにおいては、人事院勧告に基づいて、ここに準じて行っていくということで、私どもとしては合理性があると考えておりますので、その点、申し上げさせていただきたいと思っております。